FEBRUARY 18TH 2015

三菱東京UFI銀行 国際業務部

BTMU CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経 済】

▶1月の CPI 前年同月比+0.8% 5年2ヶ月ぶりの低水準

【產業】

- ▶1月の自動車販売 前年同月比+7.6% 3ヶ月連続で200万台突破
- ▶2014年の全国自動車保有台数 1 億 5,400 万台 新規登録台数は過去最高に
- ▶中国ネット・ユーザー6.49 億人 携帯端末による旅行予約が激増

【貿易·投資】

>北京市・天津市・湖南省・チベット自治区 最低賃金を引き上げ

EXPERT VIEW

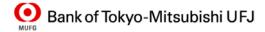
【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- ▶「国務院の国務院部門行政審査·許可行為の規範化による行政審査·許可関連業務の改善に関する通知」
- >「財政部、国家税務総局の電池、塗料に対する消費税徴収に関する通知」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。 最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、 第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。



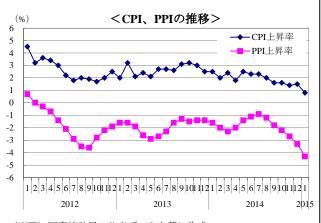
WEEKLY DIGEST

【経済】

◆1 月の CPI 前年同月比+0.8% 5年2ヶ月ぶりの低水準

国家統計局の10日の発表によると、1月の消費者物価指数 6 (CPI)は前年同月比+0.8%と、上昇率は前月比 0.7 ポイント 4 鈍化し、2009年11月以来5年2ヶ月ぶりの低水準となった。 2 また、1月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比 1 本4.3%と、下落幅は6ヶ月連続で拡大し、2009年10月以来 15年1ヶ月ぶりの低水準となった。

CPI を品目別で見ると、食品が同 +1.1%、非食品が同 +0.6%。食品のうち、豚肉が同 $\blacktriangle5.3\%$ 、油脂が同 $\blacktriangle5.1\%$ 、野菜が同 $\blacktriangle0.6\%$ 、乳製品が同 $\blacktriangle0.5\%$ と下落し、豚肉と油脂の下落幅が大きかった。一方、卵は同 +8.3%、果物は同 +3.3% と上昇した。



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

同局は CPI の押下げ要因として、原油安、気温上昇による野菜の潤沢な供給や、昨年は1月だった春節が今年は2月にあたる為、比較対象となる昨年1月の物価水準が高かったこと等を挙げた。一方、内需の低迷に加え、景気全体の下振れリスクが高まる中、デフレ圧力が強まったとの見方もある。

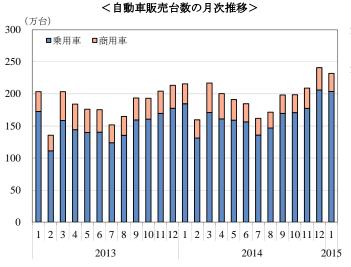
【産業】

◆1 月の自動車販売 前年同月比+7.6% 3ヶ月連続で200 万台突破

中国自動車工業協会の 10 日の発表によると、1 月の自動車販売は前年同月比+7.6%の 232.0 万台で、前月比では▲3.8%と減少したものの、3 ヶ月連続で 200 万台を突破した。

車種別販売では、乗用車が 203.8 万台で、前月比では \triangle 1.1%とわずかに減少したものの、前年同月比では +10.4%と 2 γ 月連続で 10%台の伸びを見せた。商用車は 28.2 万台で、前年同月比 \triangle 9.0%、前月比 \triangle 19.3%と 大幅に減少した。

乗用車の国別販売シェアは、中資系が42.6%(前月:41.2%)、独系が21.9%(前月:14.3%)、米国系が12.0%(前月:13.0%)、日系が12.0%(前月:19.1%)、韓国系が7.8%(前月:8.9%)、仏系が3.6%(前月:3.2%)と、独系、中資系、仏系がシェアを伸ばしたのに対し、日系が大幅にシェアを落とし、米国系、韓国系も小幅に縮小した。



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

(万台)
250 (万台)
250 中資系 □日系 □独系 □米国系 ■韓国系 □仏系
200 150 100 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1011 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1011 12 1 2013 2014 2015

◆2014年の全国自動車保有台数 1 億 5,400 万台 新規登録台数は過去最高に

公安部交通管理局の1月27日の発表によると、2014年末時点での中国における自動車保有台数は1億5,400万台、新規登録台数は2,188万台にのぼり、過去最高を記録した。直近5年のエンジン付車両全体に占める自動車の割合は43.9%から58.6%まで増加しており、国民の移動手段が二輪車から四輪車に変化しつつあるとしている。

都市別に見ると、35 都市の自動車保有台数が 100 万台を超えており、うち、北京、成都、深圳、天津、上海、蘇州、重慶、広州、杭州、鄭州の10都市では保有台数が200万台を突破している。

自動車のうち、2014年の自家用車の合計台数は1億500万台を超え、前年比1,752万台増加、伸び率は+19.9%となった。全国で100世帯当たり平均25台を保有している計算となり、北京では同63台、広州、成都等の大都市では同40台以上を保有していることが明らかとなった。

なお、2014年の自動車免許保有者数は2億4,700万人と、前年比2,784万人増加した。

◆中国ネット・ユーザー6.49 億人 携帯端末による旅行予約が激増

中国インターネット情報センター(CNNIC)は3 日、第35回「中国インターネット発展状況統計報告」を発表した。

同報告書によると、2014 年末時点の中国のインターネット・ユーザー数は 6 億 4,900 万人に達し、ネット普及率は前年比 2.1 ポイント上昇して 47.9%となった。うち、携帯端末によるモバイルインターネット・ユーザー数は、前年より5,672 万人増加して 5 億 5,700 万人と、インターネット利用者全体の 85.8%を占めた。

モバイルインターネット・ユーザー数の伸びを利用目的別に見ると、旅行予約が前年比+194.6%の1億3,422万人と著しい伸びを示した。国民の余暇を楽しむ習慣が確立してきたことが反映していると見られる。続いて、オンライン決済が同+73.2%の2億1,739万人、ネットバンキングが同+69.2%の1億9,813万人、ネットショッピングが同+63.5%の2億3,609万人となった。また、「We Chat」や「Line」等の即時通信アプリは同+17.8%の5億762万人と、伸びは小幅であったものの、モバイルネット利用者全体の91.2%と高い利用率を記録した。

<中国インターネット・ユーザー数と普及率の推移> (億人) 45.8% 50% ネット普及率 42.1% 38.3% 40% 34 3% 5.13 28.9% 4.57 30% 22.6% 3.84 16.0% 20% 8.50% 10.5% 10% 144 0% 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014

(出所)中国インターネット情報センターの公表データを基に作成

< インターネット目的別利用率> 上段:パソコンからの接続/下段:携帯からの接続

	利用率(利用者数)							
	2013年	2014年	前年比 増加率					
即時通信	86.2%	90.6%(5.8776億人)	10.4%					
(We Chat等)	86.1%	91.2%(5.0762億人)	17.8%					
ネットショッピング	48.9%	55.7%(3.6142億人)	19.7%					
イントンヨグロング	28.9%	42.4%(2.3609億人)	63.5%					
オンライン決済	42.1%	46.9%(3.0431億人)	17.0%					
オマプイマi入ifi	25.1%	39.0%(2.1739億人)	73.2%					
ネットバンキング	40.5%	43.5%(2.8214億人)	12.8%					
本グトハマイマグ	23.4%	35.6%(1.9813億人)	69.2%					
ネット旅行予約	29.3%	34.2%(2.2173億人)	22.7%					
イントル(1) 1/ポリ	9.1%	24.1%(1.3422億人)	194.6%					

(出所)中国インターネット情報センターの公表データを基に作成

【貿易·投資】

◆北京市・天津市・湖南省・チベット自治区 最低賃金を引き上げ

北京市、天津市、湖南省、チベット自治区政府はこのほど、最低賃金の引き上げを発表した。

北京市は現行の 1,560 元(2014 年 4 月 1 日実施)から 1,720 元へ、天津市は現行の 1,680 元(2014 年 4 月 1 日 実施)から 1,850 元へ引き上げ、ともに 4 月 1 日より実施される予定。

湖南省は従来の1,265元(2013年12月1日実施)から1,390元へ、チベット自治区は従来の1,200元(2012年9月1日実施)から1,400元へ引き上げ、ともに1月1日より実施されている。

今年に入って、先に発表された深圳市、海南省と合わせ、これまで 6 地域が最低賃金の引き上げを発表している。なお、各地域の最新の最低賃金は、下記リンクご参照。

http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315021802.pdf

人民元レビュー

◆春節休暇のため動意に乏しい展開を予想

今週の人民元は 6.24 台後半で寄り付いた後、ほぼ横ばいの推移が続いた。対ドル基準値も6.12 台後半から6.13 台後半での設定となっている。

今週発表された経済指標は総じて冴えない結果となった。8 日に発表された貿易統計では、輸出(前年比▲3.3%)が予想外のマイナスに落ち込んだほか、輸入(同▲19.9%)も減少幅を大きく拡大した。中でも、輸入は全体の約6 割を占める一般貿易(国内で消費・販売するための貿易)の減少(前年比▲7.0%→▲23.6%)が顕著であり、内需の弱さが浮き彫りとなっている。10 日に発表された消費者物価指数も前年比+0.8%と約5 年ぶり水準へ低下。昨年1 月は食品価格が上昇する傾向にある春節の時期と重なっていた。そのため、春節時期のずれによる食品価格の上昇率低下(前年比+2.9%→+1.1%)が今回の大幅鈍化に寄与したと見られるが、食品を除く指数(前年比1.0%→0.8%→0.6%)の下落基調も継続している。

春節による統計の歪みがでる時期であるため、一概には言えないが、社会融資総量や固定資産投資の推移に見る企業による設備投資が伸び悩んでいることと合わせ考えると、利下げの可能性は高いと言えるだろう。春節休暇を間近に控え、来週実施される可能性は低いが、春節明けの当局の動向には注意が必要だ。

こうしたなか、11 日に中国人民銀行(以下、PBOC)は短期流動性ファシリティ(SLF)の全国展開を発表した。SLF は、7 日未満のレポが主となる短期流動性オペ(SLO)に対し、1~3 ヵ月の担保貸出による比較的長い流動性供給が特徴だ。これまでは、主に 5 大銀行など全国展開されている商業銀行へ適用され、中小金融機関に対しては 10 省、直轄市の支店を通じた試験的実施に留まっていた。

PBOC は第4 四半期金融政策報告において「穏健な金融政策を維持」「過度の信用刺激は回避」といった従来の金融政策方針を踏襲する一方、「中国経済は比較的大きな下振れ圧力に直面」との見方や「経済成長の低下を防ぐ」方針も示している。先週発表された預金準備率の引き下げや今回の SLF 適用範囲拡大は、こうした方針に従って実施されたものであろう。

来週は18日から春節による休場のため、16、17日の2日間となる。人民元は現水準を中心に落ち着いた推移となろう。

(2月13日作成)(市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

日付	USD			JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 上海A株			
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2015.02.09	6.2495	6.2465 ~ 6.2505	6.2472	0.0025	5.2627	-0.0611	0.80574	0.0003	7.0922	-0.0568	4.4000	3242.71	19.41
2015.02.10	6.2475	6.2405 ~ 6.2475	6.2416	-0.0056	5.2576	-0.0051	0.80493	-0.0008	7.0645	-0.0277	4.4000	3291.14	48.43
2015.02.11	6.2450	6.2403 ~ 6.2450	6.2427	0.0011	5.2128	-0.0448	0.80513	0.0002	7.0625	-0.0020	4.6100	3308.79	17.65
2015.02.12	6.2453	6.2432 ~ 6.2484	6.2454	0.0027	5.1918	-0.0210	0.80543	0.0003	7.0793	0.0168	5.0000	3324.82	16.03
2015.02.13	6.2445	6.2377 ~ 6.2448	6.2405	-0.0049	5.2485	0.0567	0.80469	-0.0007	7.1314	0.0521	4.9100	3357.64	32.82

(資料)中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2015年1月下旬から2015年2月上旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[政策]

【改革】

○「国務院の国務院部門行政審査・ 許可行為の規範化による行政審 査・許可関係業務の改善に関する 通知」(国発[2015]6号、2015年1 月19日発布・実施)

[規則]

【税】

- ○「財政部、国家税務総局の電池、 塗料に対する消費税徴収に関する 通知」(財税[2015]16号、2015年1 月26日発布、同年2月1日実施)
- ○「非居住者企業の財産の間接譲渡 における企業所得税の若干の問題 に関する公告」(国家税務総局公 告 2015 年第7号、2015 年2月3 日公布・施行)

○「一部税務行政審査・許可事項の 取り消し後の関係する管理問題に 関する公告」(国家税務総局公告 2015年第8号、2015年2月4日公 布・施行) 国務院各部門に行政審査・許可のやり方を更に改善するよう指示したもの。審査・許可の段階が多い、時間がかかる、恣意的、透明度が低いといった問題を解決することを目的として、①申請受理窓口の一元化の全面実施、②受理確認書の発行の推進、③審査期限の承諾制の実行、④サービスガイダンスの作成などを求めている。

電池と塗料に対して、新たに 4%の税率で消費税を徴収するもの。ただし、次の特例措置が採られる。①電池のうち、無水銀電池、ニッケル水素電池、リチウム電池、リチウムイオン電池、ソーラー電池、燃料電池、バナジウムレドックスフロー電池は免税、②鉛蓄電池は 2015 年 12 月 31 日までは非課税、2016 年 1 月 1 日から課税、③塗料のうち、塗装した状態で揮発性有機物 (VOC)の含有量が 1 リットル当たり 420 グラム未満のものは免税。

中国域内に企業の持分、不動産などの財産を所有する国外企業 の持分が譲渡される間接譲渡取引での企業所得税の取り扱いを 示したもの。その譲渡に合理的な商業目的がない場合、中国域 内の財産の直接譲渡取引と同様に課税するとしている。■合理 的な商業目的については、次の3項目を同時に満たすことを条件 としている。(Da) 国外企業の持分を譲渡する側が譲渡される側の 80%以上の持分権を直接または間接に所有している、b)持分を 譲渡される側が譲渡する側の80%以上の持分権を直接または間 接に所有している、c)譲渡する側とされる側の両方が同一者に直 接または間接に 80%以上の持分権を所有されている、のいずれ かであること、■②1回目の間接譲渡取引後に2回目以降の間接 譲渡取引が発生した場合、その中国での税負担が1回目の間接 譲渡取引が発生しなかった場合の同類または類似の間接譲渡取 引での中国での税負担よりも減少しないこと、■③持分を譲渡さ れる側は全ての対価を自身の持分または支配関係にある企業の 持分(上場企業の持分を除く)で支払うこと。

一昨年来、国務院の行政改革の一環として、税に関する一部の審査・許可事項が取り消されたが、その後の取り扱いを示したもの。■①納税者申告方法の承認の取り消し:納税者は生産・経営の実情に応じて窓口での申告、郵便での申告、ネットでの申告など多様な申告方法を自ら選択してよい。■②単位(企業など)の名称の入った発票の印刷の審査・許可の取り消し:発票使用者は窓口で所定の書類に記入、税務機関は5営業日以内に発票の種類と数量を確認し、指定印刷企業に通知する。■③税務登記

(開業、変更、証書検査、証書更新)の承認の取り消し:国税局と 地税局の合同処理、複数部門の合同処理、電子登記などの多様 な方法を推進するとともに、窓口では納税者の申請資料に対して は形式審査にとどめ、資料を受け取った時点で納税者識別コード と税務登記証を公布する、など。

【建設業】

○「住宅・土地農村建設部の『建築業 企業資質管理規定及び資質標準 実施意見』の印刷・発布に関する 通知」(建市[2015]20号、2015年1 月31日発布・実施) 今年1月1日付で新しい「建築業企業資質標準」(資格基準)が実施されたが、具体的な申請手続きについて通知したもの。昨年までに資質証書を取得した企業は2016年12月31日までに新しい資質証書に変更することとされ、新しい資質標準を満たさない場合には元の等級よりも低い等級とされる。なお、新しい資質標準については、本誌2014年11月19日号のEXPERT VIEWの解説記事をご参照。

http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/414111901.pdf

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 国際本部 海外アドバイザリー事業部 池上隆介